

商工会ニュースやはばNo.10

矢巾町中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金について！

矢巾町では、電気・ガス・燃料等のエネルギー価格高騰の影響を受けている町内事業者を対象に、今後のさらなる事業の継続に向け、支援金の支給を実施します。

◆**支給要件**（下記の①～⑨の要件をすべて満たすこと）※詳細はこちら（<https://x.gd/7eOp3>）

- ①矢巾町内に店舗・事業所を有する中小企業者であること。（農業、林業、漁業除く）
- ②申請日時点で事業を行っており、支援金受給後も矢巾町内で事業を継続する意思があること。
- ③直近の法人税の確定申告または、所得税の町県民税申告を行っていること。
- ④令和5年4月1日以前に事業を開始していること。
- ⑤矢巾町児童福祉施設等物価高騰対策緊急支援金、矢巾町農業資材等物価高騰対策支援事業補助金または、令和5年度矢巾町交通事業者維持支援金を受給していないこと。
- ⑥矢巾町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員等または、暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- ⑧宗教的または政治的団体でないもの
- ⑨対象経費等の以下の要件を満たしていること。

令和5年4月～12月までのいずれかひと月が、前年又は前々年同期と比較して10%以上上昇していること

◆**対象経費** ※事業に要する経費に限る。

電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油のいずれか

◆**申請受付期間及び支給額**（事業者単位での支給）

令和6年2月1日（木）～令和6年3月8日（金）／法人等：10万円 個人事業者：5万円

◆**必要書類**

| 書類名 | 法人 | 個人 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| ①申請書兼請求書（様式第1号） 用紙： https://x.gd/QESPC | ● | ● |
| ②誓約書（様式第2号） 用紙： https://x.gd/hb9pa | ● | ● |
| ③令和4年分確定申告書第一表及び青色申告決算書（ページ1） ※白色申告の場合は、確定申告書及び収支内訳書の写し | | ● |
| ④直近の法人税確定申告書（確定申告書別表第一） または、3か月以内に取得した登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書） | ● | |
| ⑤上記対象経費等において比較する月の経費が確認できる書類 ・総勘定元帳などの月ごとの経費を確認できる書類等 ※確定申告書決算書（製造原価計算含む）における対象経費支出の根拠なるもの | ● | ● |
| ⑥振込口座が確認できる通帳の表面と見開き1ページ目の写し | ● | ● |

※創業から1年未満の事業者は、開業届もしくは登記事項証明書。任意の月の対象経費等が確認できる書類の写し

◆**問合せ先及び申請受付窓口**

矢巾町産業観光課商工振興係（〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123）

TEL：019-611-2602 MAIL:sangyosinko_skb@town.yahaba.iwate.jp

【岩手県支援金制度】物価高騰対策賃上げ支援金について！

商工会ニュース臨時号No.22において、周知しておりました、岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金について、申請様式、事務局等が発表となりましたので、改めてお知らせします。

※当支援金についての要項はこちら <https://x.gd/sYv46>

◆**対象者**※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用している者に限る）含む。
県内に事業所を有する中小企業者等

◆**支給要件**（下記の①～③（ア）（イ）（ウ）の要件をすべて満たすこと）

①賃上げの対象時期 ※賃金の支給が令和6年10月以降になったものも含む。
令和5年4月1日から令和6年9月30日まで

②賃上げ対象従業員 ※非正規雇用労働者の場合、週所定労働時間が20時間以上であること。
県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を前年同月額と比較して1時間あたり50円以上引き上げていること。

（イ）最低ひと月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

（ウ）引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

◆**給付額**

従業員1人あたり5万円、最大20人分（1事業所あたり最大100万円）

◆**申請方法**

○ ホームページからの申請する場合

申請特設ページにアクセス
(<https://x.gd/Nlqel>)

申請フォームに必要事項を入力

提出書類を添付

入力終了・申請

申請完了

※申請書類の受理から給付金の支給までは、
およそ4週間程度となっております。

○ 書類で申請する場合（郵送）

所定の申請用紙に必要事項を記入
(<https://x.gd/9bVhk>)

提出書類を同封の上郵送
〒020-8777
岩手県盛岡市菜園1丁目3-6
農林会館302号室
「物価高騰対策賃上げ支援事業事務局」宛

申請完了

※申請書類の受理から給付金の支給までは、
およそ5週間程度となっております。

◆**申請受付期間** ※県全体で40,000人を上限とし、上限に達し次第終了となります。
令和6年2月5日（月）～令和6年11月15日（金）

◆**問合せ先**（受付時間 平日の午前9時～午後5時）（事務局 HP：<https://x.gd/raW7s>）
物価高騰対策賃上げ支援事業事務局（〒020-8777 盛岡市菜園1丁目3-6 農林会館302）
tel：019-601-5981 mail：info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp